


所管部課	企画財政部 行政管理課	部長	並木 俊則		
件名	東大和市体育施設等におけるネーミングライツ制度の導入について				
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東京都屋外広告物条例 東大和市広告掲載取扱要綱			
	部課機関	社会教育部 社会教育課			
1. 要旨					
<p>(1) 財政健全化の推進を目的とする第4次行政改革大綱推進計画の取組項目【有料広告の拡大】に係る取組みの一環として、これまで担当部署において、公共施設を対象とするネーミングライツ制度の導入について研究・検討を重ねてきた。その結果、当該制度については、財源効果が期待でき、導入する場合には、その性質上、既に管理の方向性が示されている施設等を対象とすることが望ましい、と考えをまとめてきた。</p> <p>(2) 市の体育施設等5施設（市民体育館、市民プール、桜が丘市民広場、上仲原公園野球場、及び同テニスコート）について、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間に係る新たな指定管理者が決定したところである。</p> <p>(3) これらの状況を踏まえ、指定管理者が更新されるこの時期が効果的と捉え、体育施設等においてネーミングライツ制度を導入し、新たな税外収入を得る試みを実践するものである。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>① 平成24年 1月 第4次行政改革大綱ならびに同推進計画策定（計画期間：平成24年度～平成28年度）</p> <p>② 平成26年12月24日 理事者指示伺い実施</p> <p>③ 平成27年 1月15日 実施に係る市長決裁</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
実施に際しては、該当施設の指定管理者が行う管理業務に影響を及ぼさぬよう留意したい。					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>① 体育施設等5施設を1単位として、ネーミングライツを導入する。</p> <p>② 協定期間は、平成27年10月1日から平成32年3月31日までの4年6か月間とする。（終期については、指定管理期間の満了日）</p> <p>③ 導入にあたっては、公正に実施することを前提にすること、ならびに財源効果を鑑み、ネーミングライツ・パートナーを公募するものとする。</p> <p>④ 希望命名権料は、5施設を1単位とし、年額100万円以上とする。（体育施設等におけるスポーツ振興事業や施設の運営に係る経費として活用する。）</p> <p>⑤ 庁議報告後、市議会、教育委員会ならびに関係団体等へ情報提供する。</p> <p>⑥ 平成27年3月1日号市報及び同日付けホームページで広報する。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。